



# 中区福富町仲通 土地 公募貸付実施要領 (駐車場用途限定)

## 一般競争入札方式

(この入札に参加するためには事前の申込が必要です)

令和6年2月 実施

横浜市都市整備局

# — 目 次 —

I	概要（募集から契約までのスケジュール）	…	3
II	貸付実施要領	…	4
III	入札実施要領	…	7
	資料（申請書等）		
	契約書見本	…	9
	公有財産貸付申請書	…	13
	質疑書	…	14
	入札書	…	15
	委任状	…	16
	一時貸付土地返還届	…	17
	位置図・案内図	…	18
	測量図・現地写真	…	19
	お問い合わせ先	…	20

# I 概 要

保有資産の有効な利活用及び市の財源確保の一環として、中区福富町仲通に所在する市有地について、**価格競争入札により、貸付公募を行います。**

## 1 貸付物件（土地）

所在地番・種別	貸付面積（㎡）	備 考
横浜市中区福富町仲通 38番2	664.06	用 途 地 域： 商業地域（80/500） 貸 付 期 間： 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで ※自動更新1回（1年）まで可 最低入札価格： 月額403,085円 （664.06㎡×607円） 入札保証金： 免除 貸付条件： 「II 貸付実施要領」参照

## 2 公募のスケジュール

受 付	令和6年1月19日（金）午前9時から 令和6年2月1日（木）午後5時まで ※「公有財産貸付申請書」に①事業計画書及び土地利用計画書、②その他必要な書類（使用目的・事業内容が分かるもの）を添えて都市整備局都心再生課へ提出（持参）
質疑受付・回答	受付：令和6年1月22日（月）午後5時まで（「質疑書」持参） 回答：令和6年1月26日（金）午後5時までに市HP上で回答
申込者の資格審査	※II 貸付実施要領「1 申込者の資格」、「2 使用目的」及び「3 使用条件」参照
入札参加者の決定	令和6年2月5日（月）に審査結果を郵送で通知
貸付料入札・開札	令和6年2月9日（金）午前9時30分～ 【入札場所】市庁舎21階N02会議室 ※「入札書」を提出
借受人の決定	令和6年2月9日（金）
契 約 手 続	令和6年3月1日（金）まで 「契約書」を都市整備局都心再生課へ提出
貸 付 料 支 払	令和6年3月1日（金）まで 横浜市の発行する「納入通知書」により初年度分の貸付料全額を納付
貸 付 開 始	令和6年4月1日（月）から ※現況から原状復旧を行った上で、貸付期間の初日に借受人に引き渡すものとします。

- ※ 今回の一般競争入札による公募では、土地の一部のみの貸付けは行いません。
- ※ 貸付けは1年単位（12か月）とし、1年未満での貸付けは行いません。
- ※ 貸付料の納付は年度毎に行うため1回目の貸付料の納付は当該年度の3月分までを納付します。更新後の4月以降の貸付料は、当該年度の貸付料を4月に納付します。
- ※ 応募申込がない場合は令和6年2月9日（金）午前9時30分から先着順の公募となります。

## II 貸付実施要領

### 1 申込者の資格

個人、団体及び法人。ただし次に掲げる者を除く。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 契約条項に違反し、この事実があった後2年を経過しない者。
- (3) 正当な理由なく契約を締結せず、この事実があった後2年を経過しない者。
- (4) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第8条第1項各号に該当する団体、その役職員及び構成員。
- (7) その他、借受人として適さないと判断される者。

### 2 使用目的

近隣及び対象地周辺施設利用者向けの駐車場

### 3 使用条件

- (1) 南東側道路に自動車の出入口を設置しないこと。
- (2) 平置き貸駐車場とすること。

### 4 貸付の期間

#### (1) 貸付期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とする。

ただし、貸付期間の満了する3か月前までに、本市が特段の意思表示をしない場合には、この契約をさらに1年更新する。

（更新した場合の契約期間満了日は令和8年3月31日）

#### (2) 貸付期間の更新

原則として貸付期間の更新は1回（1年）までとし、当初の貸付日から更新後の契約期間満了日まで2年とするが、本市が必要又はやむを得ないと認める場合には2年を超えることができる。

### 5 貸付料

#### (1) 貸付料の決定方法

本市の基準により算出した時価を最低入札価格として入札を実施し、落札価格を月額貸付料とする。

#### (2) 貸付料の計算方法

月額によるものとし、貸付期間が1か月に満たないとき又は貸付期間に1か月未満の端数があるときは、1か月を30日とした日割りをもって計算する。

#### (3) 本市が発行する納入通知書により、年度毎に本市が定める期日までに納付すること。

### 6 契約条件

契約には別表のとおり条件を付し、借受人はこれを誠実に履行するものとする。

## 7 貸付物件及び条件の周知等

本要領を横浜市都市整備局に掲載するとともに、都市整備局都心再生課において希望者の閲覧に供するものとする。

## 8 物件の現地説明

物件の現地説明は原則として省略する。

## 9 申込等

- (1) 申込者は申込みにあたり、「公有財産貸付申請書」に①事業計画書及び土地利用計画書②その他必要な資料（使用目的・事業内容が分かるもの）を添え、都市整備局都心再生課へ直接持参して提出するものとする。
- (2) 受付期間は、「I 概要」の「受付」に表示された期間とする。
- (3) 受付期間中に申込みがない場合は、令和6年2月9日（金）午前9時30分から、先着順により申込み（最低入札価格以上の金額を提示）を受け付けることとする（場所は「I 概要」の「貸付料入札・開札」に表示されたとおり）。また午前9時30分において申込者が複数ある場合は、最高の貸付料を提示した申請者と契約を締結する。なお、同額の場合は、くじにより決定することとする。

## 10 質疑

- (1) 質疑がある場合は、「質疑書」を受付期間中に都市整備局都心再生課へ直接持参して提出するものとする。
- (2) 受付期間は「I 概要」の「質疑受付・回答」に表示された期間とする。
- (3) 質疑に対する回答は、「I 概要」の「質疑受付・回答」に表示された期間までに横浜市都市整備局ホームページに掲載する。

## 11 申込者の資格審査

「1 申込者の資格審査」を満たしているか、及び「2 使用目的」に合致するものかを審査し、「I 概要」の「入札参加者の決定」の日までに申込者へ通知するものとする。

## 12 入札及び開札

- (1) 日程及び場所については、「I 概要」の「貸付料入札・開札」に表示されたとおりとする。
  - ※ 郵送による入札は受け付けないものとする。
  - ※ 入札開始時刻に遅れた場合は入札参加不可。
  - ※ 会場への入室は各社2名までとする。
  - ※ 法人がその社員に委任する場合は、委任状の提出は不要。
- (2) 入札は、「入札書」を使用し、封筒に入札書のみを入れて封をし、入札箱に投函する。
  - ※ 入札書に記載する金額は、1か月間の貸付料の金額とする。
- (3) 代理人による入札をする場合は、当日、委任状を提出するものとする。
  - ※ 本人確認のため、身分証明書等の提示が必要です。

## 13 落札者の決定

- (1) 最低入札価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最高の価格をもって入札を行った者を落札者とする。なお、最高の価格で複数の者が並んだ場合は、くじ又は抽選の方法により落札者を決定する。
- (2) 入札の結果（落札金額、落札者）は、都市整備局ホームページで公表する。

## 14 契約手続

- (1) 落札者は、公有財産貸借借契約書を締結し、本市が発行する納入通知書により、令和6年3月1日（金）までに1年分の貸付料を納付するものとする。更新した場合は、当該年度の4月30日ま

- でに同様に貸付料を納付するものとする。
- (2) 契約の締結及び履行にかかる一切の費用は借受人の負担とする。

## 15 物件の引渡し

貸付物件は、貸付期間の初日に借受人に引き渡すものとする。  
現在行われている駐車場の設備等は、令和6年3月31日までに原状に回復する。  
(舗装、区画ラインは存置します。)

## 16 物件の維持保全

借受人は物件の返還までの間、善良な管理者としての注意をもって、物件の維持保全につとめるものとし、これにかかる経費は借受人の負担とする。

## 17 物件の返還

- (1) 借受人は貸付期間が満了するまでに物件を原状または本市の指示する状態に回復するものとする。
- (2) 借受人は物件の返還にあたり、本市職員による確認を受けるものとする。
- (3) 借受人は物件の返還にあたり、「一時貸付土地返還届」を提出するものとする。

## 18 解約の申し入れ

借受人は、貸付期間中にやむを得ず契約解除を希望する場合は、契約期間（契約の更新を行った場合は更新した期間を含む）の貸付料全額を納入したときに限り、書面により契約解除を申し入れることができる。

## 19 貸付料の精算

契約が解除された場合において、本市は未経過期間にかかる貸付料を返還しない。ただし、貸付物件を公用又は公共の用に供するため、本市が貸付契約を解除し、未経過期間にかかる貸付料が1,000円以上の場合には、これを返還するものとする。

### Ⅲ 入札実施要領

第1条 入札希望者は、横浜市公告、公有財産賃貸借契約書（標準契約書）及び本要領を熟読の上、入札してください。

第2条 現物と公告数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 代理人により入札する場合は、入札前に必ず委任状を提出してください。

第4条 入札は所定の入札書により、封書にして入札日時に提出しなければなりません。

第5条 入札書には、入札者の所在及び名称（個人の場合、住所及び氏名）を記入の上、押印するものとし、また金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

第6条 提出済みの入札書は、その事由の如何に拘わらず、引換、変更又は取消しを行うことはできません。

第7条 次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者による入札
- 2 参加資格のない者による入札
- 3 郵送をもって入札書を送付してきたもの
- 4 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
- 5 最低貸付料を下回る貸付料の入札
- 6 同一の物件に対して1人で2通以上の入札をしたもの
- 7 入札書に所在及び名称（個人の場合、住所及び氏名）の記入及び押印のないもの
- 8 代理人による入札において、入札書に代理人の住所及び氏名の記入並びに押印のない入札
- 9 入札書の金額記入がないか、金額を訂正したもの
- 10 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第19条に該当するもの
- 11 その他横浜市が入札書不完全と認めたもの

第8条 開札は入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に出席しない場合には、横浜市の指定した者を立会わせて開札します。この場合、異議の申立はできません。

第9条 落札者は、最低貸付料（年額）以上の価格で最高のものもって決定します。ただし、落札者となる同価の入札が2人以上あるときは直ちにくじを引かせ落札者を決定します。

この場合入札者がくじを引かないときは、横浜市の指定した者にくじを引かせ落札者を決定し、異議の申立はできません。

第10条 落札者が横浜市の指定する日までに契約を締結しない場合には、落札者としての資格は失われ、次順位者が契約を締結する資格者となります。

第11条 本条に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、横浜市契約規則及び横浜市公有財産規則（昭和39年3月横浜市規則第60号）の定めるところにより処理します。

## 別表

条 件	内 容	違 約 金 等
使用目的	貸付地を約定した使用目的以外に使用しないこと。	貸付料の120か月相当額
転貸・権利譲渡の禁止	あらかじめ市から書面による承認を受けた場合を除き、貸付に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、又は営業の委託若しくは名義貸し等をしないこと。	貸付料の120か月相当額
原状変更の禁止	あらかじめ市から書面による承認を受けた場合を除き、契約で定めるもの以外の建物その他工作物の設置や貸付地の原状を変更してはならないこと。	貸付料の40か月相当額
実地調査等	当該貸付契約に係る市の調査に協力すること。	貸付料の40か月相当額
原状回復義務	貸付期間の満了時、又は契約が解除された場合に、借受人の負担で貸付地を原状又は市が指示する状態に回復すること。	—
損害賠償義務	借受人の故意又は過失で市に損害が発生した場合、その損害を賠償すること。	損害相当額。 契約解除又は期間終了後に返還しない場合は貸付料相当額の3倍。
有益費等の放棄	返還時に借受人が負担した必要費、有益費が存在する場合でも、市に償還等の請求ができないこと。	—
契約の解除	①市は、借受人が契約に定める義務に違反した場合に契約を解除できること。 ②市は、貸付地を国、地方公共団体、その他公共団体において、公用又は公共用に供する必要が生じた場合に市が契約を解除できること。 ③借受人は、契約期間にかかる貸付料全額を納入した場合に限り、契約解除の申入れを書面ですることができること。	—



# 公有財産賃貸借契約書（見本）

貸付人横浜市（以下「甲」という。）と借受人●●●●（以下「乙」という。）は、次の条項により公有財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

所	在	区 分	数 量
横浜市中区福富町仲通38番2		土地	664.06㎡
-		-	-
	計		664.06㎡

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を申請書に記載した使用目的及び利用計画書のとおり用途（平置き貸駐車場）に自ら使用しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

2 前項に定める貸付期間の満了する3か月前までに、甲が特段の意思表示をしない場合には、この契約を更に1年更新する。更新は1回までとし、更新後の貸付期間の満了日は令和8年3月31日とする。

（貸付料）

第5条 貸付期間にかかる貸付料は、金●●●●円（月額●●●●円）とする。

（貸付料の納付）

第6条 乙は、前条に定める貸付料を甲の発行する納入通知書により甲の定める期日までに納付しなければならない。

（貸付料の納付の遅延に伴う違約金）

第7条 乙は、第5条に定める貸付料を甲の定める納付期限までに納付しない場合は、その期限の翌日から納付までの期間の日数に応じ、その納付すべき金額について年14.6%の割合を乗じて計算した金額を、違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項に定める違約金の計算において、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 前2項に定める違約金の計算において、納付すべき金額に1,000円未満のは数がある場合はそのは数を切り捨てるものとし、納付すべき金額が2,000円未満である場合はその全額を切り捨てる。

4 前3項により計算した違約金の額に100円未満のは数がある場合にはそのは数を切り捨てるものとし、違約金の額が100円未満である場合にはその全額を切り捨てる。（貸付料の改定）

第8条 経済情勢の変動、その他の事情により特に必要があると認められた場合には、本市は貸付料を改定することができる。

(物件の引渡し)

第9条 甲は第4条に定める貸付期間の初日に、第2条に定める貸付物件を乙に引き渡したものとす。

(契約不適合)

第10条 乙は、引き渡された貸付物件が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、既往の貸付料の減免、損害賠償及び修繕費等の請求をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、この限りではない。

(貸付物件の一部滅失)

第11条 甲は、貸付物件が乙の責めに帰することのできない事由により滅失し、又はき損した場合は、滅失し、又はき損した部分にかかる貸付料として、甲が認める金額を減免する。

(使用上の制限)

第12条 乙は、貸付物件を第3条に定める使用目的及び利用計画以外の用途に使用し、又は第三者に使用させてはならない。ただし、甲が類似使用の範囲内として事前に承認した場合は、その範囲内の使用をすることができる。

2 乙は、貸付物件に建物又は工作物を建設する等貸付物件の現状を変更してはならない。ただし、やむを得ない理由により仮設物を建設するなど現状変更等をしようとする場合は、事前に現状変更等をしようとする理由及び当該現状変更等の計画を書面により申請し、甲の承認を得なければならない。

3 前2項に定める甲の承認は、書面によるものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 乙は、甲の承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸し、又は仮設物などに賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定してはならない。

2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(物件の保全義務等)

第14条 乙は、善良な管理者としての注意をもって、貸付物件の維持保全につとめなければならない。

2 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代って賠償の責めを果した場合は、乙に求償することができるものとする。

3 第1項の規定により支出する費用は、すべて乙の負担とし、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(実地調査等)

第15条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、乙に対しその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料の提出その他報告を求めることができる。この場合においては、乙は調査等に協力しなければならない。

(1) 貸付料の納付がない場合

(2) 第12条、第13条及び前条第1項又は第2項に定める義務に違反した場合

(3) その他甲が必要と認める場合

(違約金)

第16条 乙は、第4条に定める貸付期間中であって、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(1) 第12条第2項又は前条に定める義務に違反した場合

貸付料の40か月相当額

(2) 第3条、第12条第1項又は第13条に定める義務に違反した場合

貸付料の120か月相当額

2 前項に定める違約金は違約罰であって、第 20 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第 17 条 甲は、次の各号に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務に違反した場合
- (2) 貸付物件を甲において公用又は公共の用に供するため必要が生じた場合（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 238 条の 5 第 4 項）
- (3) 神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、乙が次に掲げる者であることが判明したとき。
  - ア 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
  - イ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者
- (4) 甲は、第 12 条第 2 項の規定により現状変更を承認した場合において、貸付物件の規模が過大と認めるときの当該部分

2 乙は、第 4 条に定める貸付期間にかかわらず、何時にてもこの契約を解除することができる。

(原状回復)

第 18 条 乙は、第 4 条に定める貸付期間の満了日又は前条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除したときは甲の指定する期日までに、通常の使用に伴い生じた貸付物件の損耗及び経年変化を除き、貸付物件を原状に回復し、甲の立会い及び確認を得て返還しなければならない。

(貸付料の精算)

第 19 条 甲は、この契約が解除された場合は、未経過期間にかかる貸付料を返還する。ただし、その額が 1,000 円未満の場合はこの限りでない。

(損害賠償等)

第 20 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は第 17 条第 1 項第 2 号の規定に基づきこの契約が解除された場合において、損失が生じた場合は、地方自治法第 238 条の 5 第 5 項の規定に基づきその補償を請求することができる。

3 乙は、第 4 条に定める貸付期間が満了したとき又は第 17 条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除した場合において、貸付物件を貸付期間の満了日又は甲が指定する期日までに返還しないときは、損害賠償金として、返還すべき期日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、甲の定める貸付料算定基準に基づき算定した貸付料額の 3 倍に相当する金額を、甲に支払わなければならない。

(有益費等の放棄)

第 21 条 乙は、第 4 条に定める貸付期間が満了し、又は第 17 条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除した場合において、貸付物件を返還するときは、乙が支出した必要費及び有益費等が現存している場合であっても、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(契約の費用)

第 22 条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第 23 条 この契約に関し疑義がある場合、又はこの契約に定めのない事由が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第 24 条 この契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、それぞれに甲乙記名押印した上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

貸 付 人 (甲) 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横 浜 市  
契約事務受任者 都市整備局長

借 受 人 (乙)



# 質 疑 書

令和 年 月 日

(申請先)

横 浜 市 長

応募申込予定者 住所 (又は所在)  
氏名 (又は名称)  
(代表者名)  
担当者氏名  
電話番号  
FAX番号

質問事項	質問内容

(提出先) 都市整備局都心再生課

電話 045 (671) 4247

# 入 札 書

令和 年 月 日

(申請先)

横 浜 市 長

入札者 住所 (又は所在)  
氏名 (又は名称)  
(代表者名) 印

代理人 住所 (又は所在)  
氏名 (又は名称)  
(代表者名) 印

一般競争入札による市有財産の貸付について、公募実施要領に記載された内容を全て承知し、次のとおり入札します。

種 別	土 地	新 規
物 件	中区 福富町仲通 38 番 2	
	地 目 宅地	地 積 664.06 m <sup>2</sup>

金 額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

## 【注意事項】

- 1 入札金額は、**1か月間の貸付料で記載**してください。
- 2 入札金額には、金額の最初に必ず「¥」を記入してください。
- 3 入札金額を書き損じた入札書は、無効となります。
- 4 提出書類に押印する印鑑（実印）は、すべて同一のものを使用してください。
- 5 代理人の方が入札される場合は、委任状が別途、必要となります。
- 6 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。

# 委 任 状

受任者 住所（又は所在）  
氏名（又は名称）  
（代表者名）

実印

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

## 記

次の横浜市市有財産の公募貸付に関する一切の権限

種 別	土 地	新 規
物 件	中区 福富町仲通 38 番 2	
	地 目 宅地	地 積 664.06 m <sup>2</sup>

令和 年 月 日

委任者 住所（又は所在）  
氏名（又は名称）  
（代表者名）

実印

添付資料 個人の場合：印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）

法人の場合：資格証明書（法人登記簿謄抄本、代表事項証明書等）及び  
印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）

- (注) 1 委任者及び受任者双方の印鑑証明書等を添付してください。  
2 法人がその社員に委任する場合は、委任状の提出は不要です。



# 一時貸付土地返還届

令和 年 月 日

(申請先)

横 浜 市 長

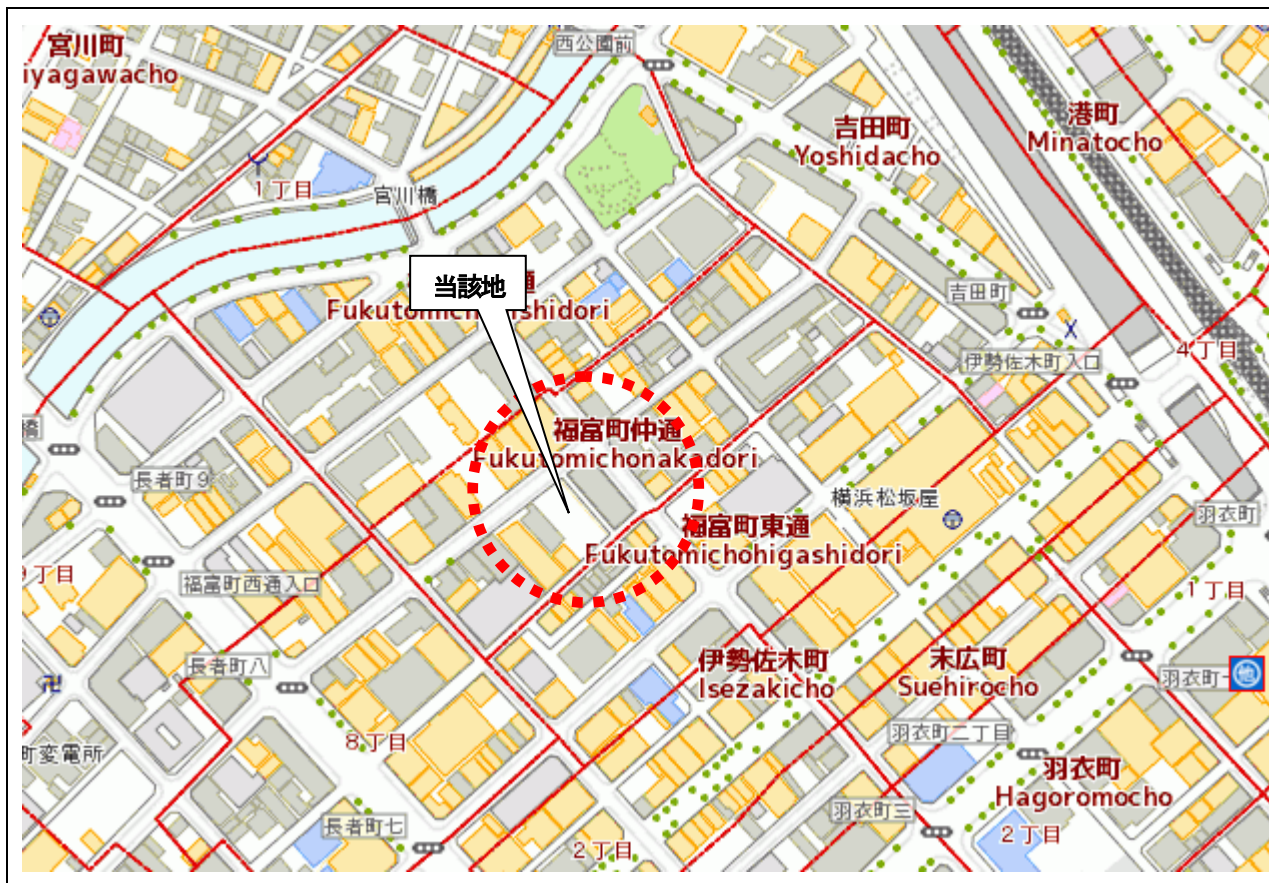
申込人 住所 (又は所在)  
氏名 (又は名称)  
(代表者名)  
担当者氏名  
電話番号  
FAX番号

令和 年 月 日に締結した公有財産賃貸借契約第17条の規定に基づき、一時貸付物件を原状に回復し、貴市の立会及び確認を得て返還します。

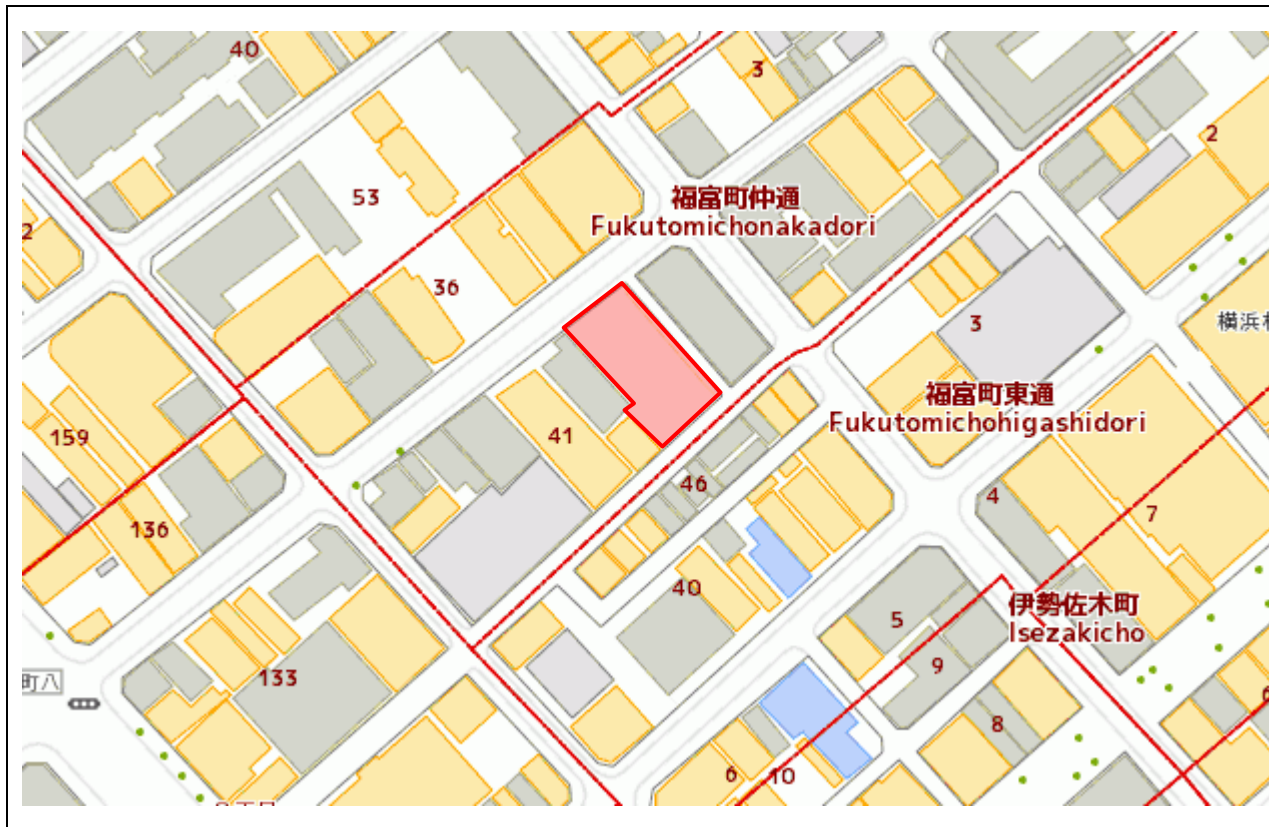
種 別	土 地	新 規
表 示	中区 福富町仲通 38 番 2	
	地 目 宅地	地 積 664.06 m <sup>2</sup>
一時貸付期間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 年 月 日 まで	
土地返還日	令和 年 月 日	
立会年月日	令和 年 月 日	
添付書類	現況写真 (原状復帰後のもの)	

(提出先) 都市整備局 都心再生部 都心再生課  
電話 045 (671) 4247

位置図 JR京浜東北線 関内駅から西に約400m



案内図

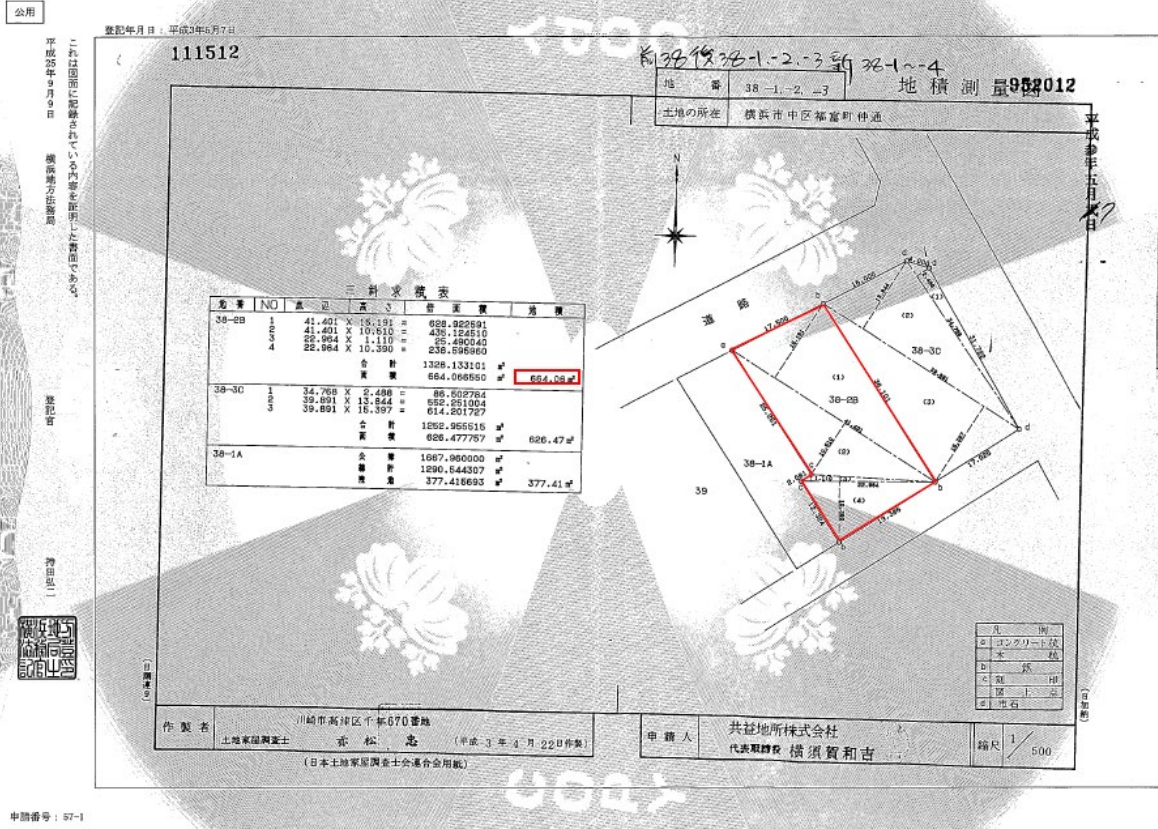


【注意事項】・土地の表示は概要です。

・位置図、案内図（区民生活マップから引用）



測量図



現地写真 (※令和元年度貸付公募実施時)



※ 北西側から撮影

## 募集要項に関するお問い合わせ、配布及び応募受付先

今回の貸付に関する問い合わせ先は次のとおりです。

所在	〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
担当部署	横浜市都市整備局都心再生部都心再生課（横浜市庁舎29階） 担当 川崎・保下
電話番号	045-671-4247（直通）
Eメール	tb-tosai@city.yokohama.jp
受付時間	土曜日、日曜日、祝祭日を除く午前9時から午後5時まで （ただし、正午から午後1時までを除きます。）
備考	<ul style="list-style-type: none"><li>募集に関する事項は、横浜市ホームページでご覧いただけます。 <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/fmsuishin/shiyuchi/">https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/fmsuishin/shiyuchi/</a></li><li>郵送等による提出はできませんので、担当部署まで直接ご持参ください。</li></ul>